山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会 「デジタル人材育成・就労支援事業業務委託審査委員会」設置要綱

(設置)

第1条 デジタル人材育成・就労支援事業業務を行わせる者を選定するにあたり、適切か つ公正な審査を行うため、デジタル人材育成・就労支援事業業務委託審査委員会(以 下「審査委員会」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1)業務に関する企画提案書の審査
 - (2)業務委託先の選定
 - (3) その他必要と認められる事項

(組織)

- 第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。
- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、産業政策部産業人材課長とする。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

- 第4条 審査委員会は、委員長が招集する。
- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、事務局による持ち回りによる審査を実施することができる。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、産業政策部産業人材課に置く。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 定める。
- 附 則 この要綱は、令和7年7月30日から施行し、委託契約日をもって廃止する。

【別紙】

所 属	職	名	氏	名	備	考
山梨県産業政策部 産業人材課	課	長	大森	恵子	委員	長
山梨県産業政策部 産業政策課	課	長	古屋	幸一		
山梨県新価値・地域創造推進局 D X 課	課	長	堀内 日	由加子		
合同会社クラウドデザイン研究所	代	表	進藤	聡		
法律または会計の専門家	弁護	士	關本	喜文		